

マイクロフィルムの法的証拠能力について

マイクロフィルムは「原文書の写し」であって「文書」ではないが、原文書を完全・正確に転写した旨の証明があれば、「謄本」となる。

◆ 認証方式と証明方式

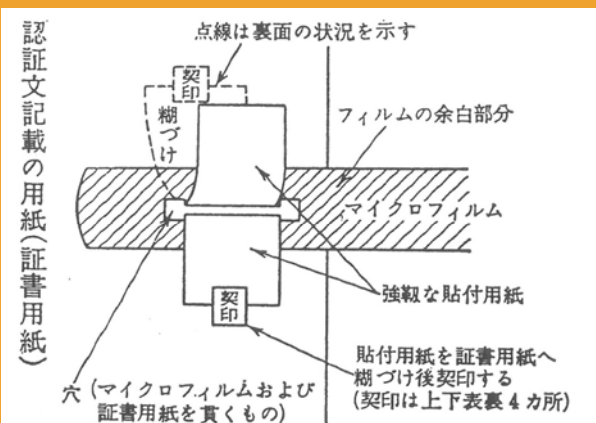
マイクロフィルムの法的証拠能力強化については、当初公証人から認証を受ける「**認証方式**」からスタートしたが、その後フィルムの前後に「作成依頼書」「作成指示書」「作成証明書」を写し込む「**証明方式**」が開発され、この方式を全国に普及させた結果、今日では**マイクロフィルムの法的証拠能力**は当然のものとして受け止められるようになっていきます。

(JIIMA法務委員会「電子化文書取扱ガイドライン」より)

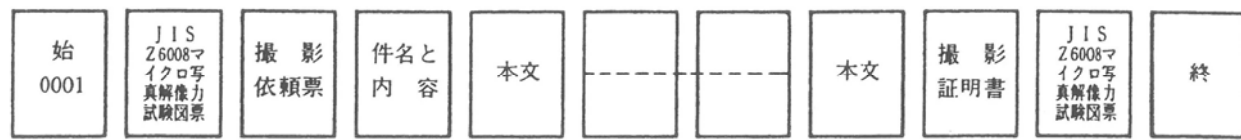
認証方式

公証人が、マイクロフィルム上に認証文を貼付する

法的証拠能力を持たせるには
煩雑な手続きが必要



証明方式



撮影依頼票

撮影証明書

正確に転写（撮影）されたことを
証明する標板（ターゲット）を撮影

法的証拠能力を持ちつつ
より**簡便**な作成が可能となる

◆ 法的証拠能力の強化に関する動き

- 昭和36年 マイクロフィルムの認証に関する法務省公式見解
認証方式の確立
- 昭和49年 商業帳簿等のMFによる保存が適法とする法務省公式見解
証明方式の確立
- 昭和57年 大蔵省告示(第54号) 一定の要件の下、請求書や領収書等の税法帳簿類を
マイクロフィルムにより保存することが認められる
文書のマイクロフィルム化が広範囲に普及

(JIIMA「マイクロ写真入門」より)